

## 令和4年度「千葉県奨学のための給付金（家計急変）」制度について

新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、災害などを起因として家計が急変した世帯（※）への支援を行います。

※ 定年退職、自主退職等は対象外となります。

## 1 給付金の支給対象となる世帯

申請日の属する月の初日を認定基準日とし、当該期日に以下のすべての要件に該当する世帯が対象となります。

(1) 家計急変後の保護者等（父・母である場合は両方）の収入が、住民税非課税相当額であること（生活保護（生業扶助）受給世帯は除く）

【収入・所得の目安】

世帯構成	年収基準額	年間所得基準額
3人世帯	約220万円	147万円
4人世帯	約270万円	182万円
5人世帯	約320万円	217万円

(2) 保護者等が千葉県内に在住していること。

※ 県外に在住している場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。

(3) 高校生等が認定基準日に在籍し、修学していること。

## 2 支給額（高校生等1人あたり年額）

家計急変した月により給付額が異なります。

○6月までに家計急変 → 満額（下記年額）

○7月以降に家計急変 → 年額 / 12 × 家計急変月の翌月～3月までの月数

例) 7月家計急変、区分Aの場合 →  $134,600 / 12 \times 8 = 89,733$ 円

給付区分	支給額（年額）
①全日制・定時制（A）	134,600円
②全日制・定時制（B）	152,000円
③通信制・専攻科（C）	52,100円

※「A」、「B」は、中学生を除く15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が同じ世帯に扶養されているか等で決定されます。

## 3 申請方法

○保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県内の私立高等学校等に在学している場合は在学する私立高等学校等を通じて申請します。

●申請書類 申請を希望される方は事務室までご連絡ください。申請書類を郵送致します。

●提出期限 令和4年11月末まで随時受付

## ※留意事項※

今回の募集は災害などを起因として家計が急変した世帯（住民税課税世帯→非課税相当へ急変した世帯）が対象となります。令和4年度の住民税非課税世帯及び生活保護受給世帯は7月以降に案内する通常給付で申請をしてください。（7月以降に対象となる世帯へ学校から申請書類を郵送予定）

<千葉県ホームページ>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/josei-kyuufukin.html>

問い合わせ・提出先：拓殖大学紅陵高等学校事務室 TEL：0438-37-2511